

【検討委員会で議論された主な事項（答申書への掲載検討）】

- 1 条例とその理念の一層の共有
条例そのものの周知広報、条例価値の浸透（転入者・各種会議での配慮）
- 2 十分に実施できていない事項への対応
財産管理計画策定、財政状況に対する町長見解公表、評価制度の実施
総合計画の進捗管理と公表
計画策定や条例制定などの過程における情報共有、参加手続きの徹底、充実
- 3 議会関連規定の実施
議会日程の細やかな公表、議会及び議事録のネット配信、議会報告会の実施
委員会議事録の公開、議会評価制度の検討、議会事務局の役割・充実についての規定
政策会議が未設置
- 4 情報共有と住民参加を進める諸制度の運用見直し
まちづくり町民講座や予算説明書などの制度運用の工夫
まちづくり懇談会の前倒し（来年度予算反映）
町の仕事を説明する機会の拡充（町民講座など）
- 5 外国籍住民の参加
情報共有方法の工夫、相互理解を進める
- 6 未成年者の参加
子ども議会や子どもまちづくり委員会など参加を進める制度の拡充
学校で条例を学ぶ機会づくり
条例の規定充実（子どもの権利条約などから）
- 7 男女共同参画の視点
クオータ制の考え方を反映できないか
- 8 コミュニティの役割を再度問う
高齢者の増加。住み続けられる地域としてコミュニティによる相互扶助が更に重要（責務）
- 9 まちづくりの成果の整理（アーカイブ）
文書管理システムにおける機能的整理
公文書館機能の充実
- 10 町職員の役割
政策立案能力などの職務能力、人材育成や任用などについて規定

職員の宣誓も条例に

11 近隣町村との連携

広域連合などの具体的取組みに関する規定

姉妹都市交流の充実

文化祭などを通じた国際交流の促進

12 不利益救済機関の設置

改正行政不服審査法への対応、民生委員、行政推進員などとの連携

13 公益通報者保護

基本条例での規定を検討

内部告発制度とあわせて検討

14 町民の「学習権」の保障

前回改正時の意見

【上記の他さらに検討が必要と思われる事項（役場事務局から）】

15 パブリック・コメント手続きの充実

計画策定だけではなく条例制定等にも拡大へ

16 関係団体への統制

第三セクターや指定管理者への関与